

設工認申請書における記載内容の確認結果とその対応について

1. はじめに

加工事業変更許可申請書に基づく設工認申請は、該当する建物・構築物及び設備・機器は多数あり、工事が長期にわたることから、工事を段階的に進めるため、設工認を第1次～第7次の計7回に分割して申請している。先行申請については、認可後、工事を着工しており、工事が完了したものについては、使用前事業者検査を実施している。検査要領書を作成するために、設工認申請書に記載されている検査情報を確認した際に、設工認申請書で記載内容の誤記が認められた。そのため、検査に必要な情報が適切に記載されているかの観点で、設工認申請書の記載について、総点検を実施した。

2. 確認体制、確認方法

(1) 確認体制

設工認申請書の作成は、以下の分担で実施している。

- ・安全法務課 : 一般事項、臨界・遮蔽評価、全体取り纏め
- ・設備技術課 : 建物・構築物、設備・機器の安全設計、工事の方法、検査、適合説明書（添付説明書含む）
- ・安全品質保証課 : 品質マネジメント

また、申請書の作成及び申請書に対する NRA 審査コメントについても、設工認情報共有会議（安全・品質保証部長主催、出席者：生産管理部長、設備技術課長、設工認申請書の作成担当者、専門家を含むチェックメンバー）において、情報の共有化を図るとともに、申請書の内容確認を実施している。

設工認申請（補正申請含む）においては、品質確認委員会（管理総括者主催、出席者：安全・品質保証部長、生産管理部長、安全法務課長、設備技術課長、核燃料取扱主任者、他）において、NRA 審査コメントの反映等、申請書の品質が確保されていることを確認している。

今回、使用前事業者検査に必要な情報が適切に記載されているかの観点で、上記に示す設工認申請体制と同じ体制の下、総点検を実施した。

(2) 確認対象・確認方法

- ・ 確認対象：1次申請書（三原燃第18-0200号、三原燃第18-1160号による軽微な変更）
 - 2次申請書（三原燃第19-0257号）
 - 4次申請書（三原燃第19-0801号、三原燃第19-0857号による軽微な変更）
 - 5次申請書（三原燃第20-0273号）
 - 6次申請書（三原燃第20-0695号）
 - 7次申請書（三原燃第21-0118号）
- なお、3次申請書は新規規制基準対応工事に向けた一部設備の取り外し、建物工事の準備工事であり、工事完成品検査がないため対象外である。
- ・ 確認方法：検査に必要な情報が適切に記載されているのかの観点で、仕様表、材料一覧、添付図における検査項目に係る記載内容（員数、外観、配置、据付、系統、臨界安全、遮蔽、材料、面速、作動）の整合性を確認対象物相互間で確認した。

3. 確認結果

総点検の結果、1次申請、7次申請については申請内容に対して変更が必要な箇所は確認されなかった。

2次申請、4次申請、5次申請、6次申請については1つ目として、今後の検査実施を考慮すると、申請内容に対して補足表記が必要であることが確認された。具体的には2次申請、4次申請、5次申請、6次申請における既設部分の検査の方法に関わる申請内容に以下表記が必要となる。

<追記する表記>

* 材料は強度（機械的強度、耐食性など）が同等以上である相当品を申請内容に含むものとする

なお、1次申請については、上記追記が必要となる箇所はない。また7次申請については対応済である。

申請書における具体的な変更内容を代表例として添付資料-1に示す（既申請内容に対する変更点を朱書き部又は雲マーク部で示す）。

次に5次申請、6次申請については2つ目として、下記の4種類の記載内容の誤記が確認された。

- ① 材料表と図面、図面間の記載不一致
- ② 員数の内訳の誤記
- ③ 部位名称の不統一
- ④ 配置図の誤記

上記結果の該当箇所、変更内容、適合性評価への影響を表-1に示す。

この確認結果を踏まえ、申請書における具体的な変更内容を添付資料-2に示す（既申請内容に対する変更点を朱書き部又は雲マーク部で示す）。

4. 今後の対応

総点検の結果、確認された記載内容の誤記等については是正する変更を行う。

本変更の理由は、適正な記載とするものであり、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更に該当するため、法第十六条の二第五項の規定に基づき届け出するものとする。

なお、上記届け出内容についても管理総括者が主催する品質確認委員会において、その届け出内容を確認する。

以上

表-1 申請書の記載内容に対して変更を行う箇所一覧 (1/3)

#	申請 次数	申請番号	頁	分類	図表番号 及び図表名	変更内容	適合性評価への影響
1	6次	三原燃第20-0695号	1304 4923	仕様表 資料23設	表へ設-38 仕上りペレット貯蔵棚 核燃料物質の最大貯蔵 能力及び貯蔵機器の最 大貯蔵量	仕上りペレット貯蔵棚員数について、その型式別員数 (内訳)を表記する欄に(2)110基、(3)26基と記載さ れていたところを(2)88基、(3)48基に適正化する。 また、資料23設に記載の表中において、仕上りペレ ット貯蔵棚(前期型)の員数110基と記載されていた ところを88基、同貯蔵棚(後期型)の員数26基と記 載されていたところを48基に適正化する。	記載の適正化であり、評価 は当初より適正化後の条件 で行われおり、適合性に影 響しない。 なお、適合性に関連する条 項について、棚の型式が違 っても仕上りペレット貯蔵 棚における核燃料物質の貯 蔵量は同一であり、構造強 度も棚の型式毎に耐震評価 を行っており、型式別の員 数の内訳変更により、仕上 りペレット貯蔵棚に期待す る安全機能の評価へ影響す ることはない。 各適合性要求事項への影響 確認結果も含め、詳細を表 1-1に示す。
2	6次	三原燃第20-0695号	2771	添付図	図イ設-40 混合設備 大型混合装置	大型混合装置の材料一覧(別表イ設-40、p493)では、 柱(大型粉末容器充填用架台)の鋼材材質を[] と表記している。一方、この該当部を示す図イ設-40 (3/4)の注記で、該当部を追加柱 [] []と表記している。 材料一覧の表記が正しいため、図イ設-40(3/4)の注 記を追加柱 []に適正化する。	記載の適正化であり、評価 は当初より適正化後の条件 で行われおり、適合性に影 響しない。 なお、適合性に関連する条項 について、耐震評価は当初よ り []で実施してお り、大型混合装置に期待する 安全機能の評価へ影響する ことはない。 各適合性要求事項への影響 確認結果も含め、詳細を表 1-2に示す。
3	6次	三原燃第20-0695号	2933	添付図	図イ設-128 ウラン回収設備 (第1系列)共通架台1 (精製共通架台)	図イ設-128(1/2)の注記で追加柱 [] []と表記している。一方、図イ設-128(2/2) では、当該柱を注記で追加柱 [] []と表記している。 後者の表記が正しいため、図イ設-128(1/2)の注記 を追加柱 []に適正化する。	記載の適正化であり、評価は 当初より適正化後の条件で 行われおり、適合性に影響し ない。 なお、適合性に関連する条項 について、耐震評価は当初よ り [] で評価を実施しており、共通 架台1に期待する安全機能 の評価へ影響することはな い。 各適合性要求事項への影響 確認結果も含め、詳細を表 1-3に示す。
4	6次	三原燃第20-0695号	1358 3503 及び 3504	材料一覧 添付図	別表へ設-11 運搬台車 図へ設-11 粉末貯蔵設備 運搬台車(1)~(7)	仕様表(p1247~1249)に記載している『落下防止バ ー』、『ストッパー』の表記と材料一覧、添付図の用語 表記が合わないため、仕様表表記に合わせて、材料一 覧、添付図の表記を適正化する。 具体的には、 ① 材料一覧の記載で『落下防止棒』を『落下防止バ ー』に、『落下防止バー』を『落下防止ストッパー』 に変更する。 ② 添付図上の記載で『落下防止棒』を『落下防止バ ー』に、『落下防止バー』を『落下防止ストッパー』 に変更する。	関連する条項について、今回 該当するのは材料一覧、添付 図上の表記名称のみで、運搬 台車の安全機能の評価に関 わる記載内容の変更ではな いため、運搬台車に期待する 安全機能の評価へ影響する ことはない。 各適合性要求事項への影響 確認結果も含め、詳細を表 1-4に示す。

表-1 申請書の記載内容に対して変更を行う箇所一覧 (2/3)

#	申請回数	申請番号	頁	分類	図表番号 及び図表名	変更内容	適合性評価への影響
5	6次	三原燃第20-0695号	3503 及び 3504	添付図	図へ設-11 粉末貯蔵設備 運搬台車(1)~(7)	図へ設-11 (p3503 及び 3504) 上で、落下防止バー(今回、落下防止ストッパーに変更)の材質を□と表記している。 一方、別表へ設-11では、落下防止バー(今回落下防止ストッパーに変更)の材質を□表記している。後者の表記が正しいため、図へ設-11 (p3503 及び 3504) 上、落下防止バー(今回、落下防止ストッパーに変更)、の材質表記□を適正化する。	記載の適正化であり、評価は当初より適正化後の条件で行われおり、適合性に影響しない。 なお、適合性に関連する事項について、運搬台車(1)~(7)の落下防止ストッパーの評価は当初より□を実施しているため、運搬台車(1)~(7)に期待する安全機能の評価へ影響することはない。 各適合性要求事項への影響確認結果も含め、詳細を表-1-4に示す。
6	6次	三原燃第20-0695号	2943	添付図	図イ設-133 転換工場 火災説明図	添付図中で、図イ設-89輸送装置(プロワ)と図イ設-91仮焼炉(プロワ)が指す位置が入れ替わっている。 図イ設-89輸送装置(プロワ)が指す位置を図イ設-91仮焼炉(プロワ)に、図イ設-91仮焼炉(プロワ)が指す位置を図イ設-89輸送装置(プロワ)に適正化する。	記載の適正化であり、評価は当初より適正化後の条件で行われおり、適合性に影響しない。 なお、適合性に関連する事項について、火災評価は適正化後の配置で評価を行っており、また、火災源と火災防護対象までの距離は必要距離に比べて十分に大きく、火災防護設計に関する安全機能の評価へ影響することはない。 各適合性要求事項への影響確認結果も含め、詳細を表-1-5,6に示す。
7	5次	三原燃第20-0273号	372	添付図	図イ設-1 UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器 (1)-A、(1)-B、(2)-A、(2)-B	図イ系-1 (2/4、3/4) (p365 及び 366) と図イ設-1でUF ₆ 遮断弁AとUF ₆ 遮断弁Bの位置関係が異なる。 図イ系-1 (2/4、3/4)の位置関係が正しいことから、図イ設-1において、UF ₆ 遮断弁AとUF ₆ 遮断弁Bを示す矢印位置を適正化する。	記載の適正化であり、評価は当初より適正化後の条件で行われおり、適合性に影響しない。 なお、弁位置は系統図の弁配置で評価している。 また、UF ₆ 遮断弁AとUF ₆ 遮断弁Bは同一仕様の弁であるため、位置関係の違いや記載名称の入れ違いにより、UF ₆ 遮断弁AとUF ₆ 遮断弁Bに期待する安全機能の評価に影響することはない。 各適合性要求事項への影響確認結果も含め、詳細を表-1-7に示す。

表-1 申請書の記載内容に対して変更を行う箇所一覧 (3/3)

#	申請 次数	申請番号	頁	分類	図表番号 及び図表名	変更内容	適合性評価への影響
8	6次	三原燃第20-0695号	1978	材料一覧	別表ト設-液1 転換第1廃液貯槽	材料一覧上、はり(転換第1廃液貯槽架台)の材質を [] 表記している。一方、この該当部を示す図ト設-液1(p3793)でははり(転換第1廃液貯槽架台)の材質を [] と表記している。後者の表記が正しいため、材料一覧上のはり(転換第1廃液貯槽架台)の材質表記を [] に適正化する。	記載の適正化であり、評価は当初より適正化後の条件で行われおり、適合性に影響しない。 なお、適合性に関連する条項について、当初より [] で評価を実施しているため、転換第1廃液貯槽に期待する安全機能の評価に影響することはない。 各適合性要求事項への影響確認結果も含め、詳細を表-1-8に示す。
9	6次	三原燃第20-0695号	486	材料一覧	別表イ設-35 リサイクル粉受けホッパ	材料一覧上、オイルパン(リサイクル粉スクリーンフイーダ)の材質を [] と表記している。一方、図イ設-35 (p2743) では、オイルパン(リサイクル粉スクリーンフイーダ)の材質を [] と表記している。後者の表記が正しいため、材料一覧上のオイルパン(リサイクル粉スクリーンフイーダ)の材質表記を [] に適正化する。	記載の適正化であり、評価は当初より適正化後の条件で行われおり、適合性に影響しない。 なお、適合性に関連する条項について、オイルパンの材質は当初より機器図に記載された [] で火災に関わる評価を実施しているため、オイルパンに期待する安全機能に影響することはない。 各適合性要求事項への影響確認結果も含め、詳細を表-1-9に示す。
10	6次	三原燃第20-0695号	3575 及び 3576	添付図	図ト配-気2 気体廃棄設備(2) 機器配置図(2階) 気体廃棄設備(2) 機器配置図(3階)	図ト系2-27 (p3692) において逆流防止ダンパ{644}は工場棟成型工場の2階機械室に設置する表記としている。一方、その配置を示す配置図上は、工場棟成型工場の3階機械室に設置する表記としている(図ト配-気2 (3/8) (p3576))。前者の表記が正しいため、配置図上の逆流防止ダンパ{644}設置位置表記は工場棟成型工場の2階機械室に設置する表記に適正化する(図ト配-気2 (2/8) (p3575))。	記載の適正化であり、評価は当初より適正化後の条件(2階に設置)で行われおり、適合性に影響しない。 なお、適合性に関連する条項について、耐震評価は当初より上層階の条件で評価している。 各適合性要求事項への影響確認結果も含め、詳細を表-1-10に示す。

表-1-1 仕上りペレット貯蔵棚の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

技術基準	設計番号（仕上りペレット貯蔵棚仕様表（表へ設-38）より抜粋）	評価
核燃料物質の臨界防止	[4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 中性子遮蔽板を設置 中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-38 参照	記載の適正化であり影響ない。なお、両型式の核的制限値は同じであり、型式別の員数の内訳の変更ではウランの総量は変わらないため評価には影響ない。
	[4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-109)	↑
	[4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。	記載の適正化であり影響ない。なお、型式別の員数の内訳の変更ではウランの総量は変わらないため評価には影響ない。
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。	記載の適正化であり影響ない。なお、当該機能に対し型式別の員数の内訳は影響しない。
地震による損傷の防止	[6.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。	記載の適正化であり影響ない。なお、各型式で耐震評価を実施しており、型式別の員数の内訳と関連なく影響ない。
	[6.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (558) 仕上りペレット貯蔵棚 第1類 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)～(10)部材 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)～(10)ア (新規) (1基分) 仕上りペレット貯蔵棚(前期型)部材： 仕上りペレット貯蔵棚(後期型)部材：	
閉じ込めの機能	[10.1-設 5] 核燃料物質の落下を防止する（ストッパー、転倒防止部）。	記載の適正化であり影響ない。なお、当該機能に対し型式別の員数の内訳は影響しない。
火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	↑
溢水による損傷の防止	[12.1-設 1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。	↑
	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位（60mm）より高くする。	↑
安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。	↑
	[14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	↑
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	↑
	[99-設 2] 最大貯蔵量： 33,320kgU（245kgU/基 ペレットトレイ×30）	記載の適正化であり影響ない。なお、両型式の貯蔵量は同じであり、型式別の員数の内訳と関連なく影響ない。

表一-2 大型混合装置の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

技術基準	設計番号（大型混合装置仕様表（表イ設-40）より抜粋）	評価
核燃料物質の臨界防止	[4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5（含水率1.6%）以下	記載の適正化であり影響ない。なお、該当部の鋼材材質はウラン量と関連なく影響ない。
	[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 （図臨配-2、図臨転-32）	↑
	[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。	↑
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	記載の適正化であり影響ない。なお、該当部の鋼材材質は左記安全機能と関連なく影響ない。
地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [117]大型混合装置 第1類 大型混合装置部材： 大型混合装置アンカ 大型粉末容器充填用 大型粉末容器充填用 （新規） （(1)8本、(2)8本） 金属容器支持架台部 金属容器支持架台取 [923]秤量器 部材： 秤量器 アンカーボルト	記載の適正化であり影響ない。該当部の評価は当初より実施しており影響はない。
閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する（ボルト固定）。	記載の適正化であり影響ない。なお、該当部の鋼材材質は左記安全機能と関連なく影響ない。
	[10.1-設53] 大型粉末容器を貯蔵架台に保持する（ピン固定）。	↑
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	記載の適正化であり影響ない。なお、該当部の評価は当初より実施しており影響はない。
	[11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。	記載の適正化であり影響ない。なお、該当部の鋼材材質は左記安全機能と関連なく影響ない。
溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。	↑
	[12.1-設5] ウランは設備・機器内（フードボックス、容器を含む）で取り扱う。	↑
	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。	↑
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。	↑
	[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	↑
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	記載の適正化であり影響ない。なお、該当部の評価は当初より実施しており影響はない。
	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。	↑

表-1-3 共通架台の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

技術基準	設計番号（共通架台の親機である原料フードボックス仕様表（表イ設-68）より抜粋）	評価
核燃料物質の臨界防止	[4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 17.5kg以下 ({158}・{159}・{161}・{166}・{167})のウラン取扱量合計で質量制限)	記載の適正化であり影響ない。なお、該当部の鋼材寸法はウラン量と関連なく影響ない。
	[4.1-設6] 原料フードボックス以降の臨界を防止するため、{160}原料フードボックス質量高インターロックを設置する。	↑
	[4.1-設6] 核的制限値（質量）逸脱を防止するため、{164}溶解槽比重高インターロックを設置する。	↑
	[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-58)	↑
安全機能を有する施設の地盤	[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。	↑
	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{160}質量高インターロック（秤）は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。	記載の適正化であり影響ない。なお、該当部の鋼材寸法は左記安全機能と関連なく影響ない。
地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {158}原料フードボックス 第2類 原料フードボックスA 原料フードボックスA 原料フードボックスB 原料フードボックスB 原料フードボックスA 原料フードボックスA {159}粉末フィーダ※2 ※2：原料フードボックスで実施。 精製共通架台※3 精製共通架台部材 精製共通架台アン規) ※3：精製共通架台（図イ配-1、図イ設-128）は、複数の設備（{158}・{159}・{160}・{161}・{164}・{165}・{170}・{171}・{186}・{187}）を設置しており、設置設備共通の耐震評価を実施。	記載の適正化であり影響ない。なお、該当部の評価は当初より□ □ □で実施しており影響はない。
	[6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。	↑
外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。	記載の適正化であり影響ない。なお、該当部の鋼材寸法は左記安全機能と関連なく影響ない。
閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部（フードボックスを除く）は開口部のない構造とする。	↑
	[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。	↑
	[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。	↑
	[10.1-設36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。	↑
火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。	↑
	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	↑
	[11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。	↑
溢水による損傷の防止	[12.1-設2] 水の浸入を想定した減速度を制限しない質量を設定する。	↑
	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。	↑
	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。	↑
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。	↑
	[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	↑
警報設備等	[18.2-設12] 核的制限値（質量）逸脱を防止するため、{160}原料フードボックス質量高インターロックを設置する。	↑
	[18.2-設12] 核的制限値（質量）逸脱を防止するため、{164}溶解槽比重高インターロックを設置する。	↑
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	記載の適正化であり影響ない。なお、該当部の評価は当初より□75×75×3.2で実施しており影響はない。

表-1-4 運搬台車の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

技術基準	設計番号（運搬台車仕様表（表へ設-11）より抜粋）	評価
核燃料物質の臨界防止	[4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (単一ユニット) 濃縮度 5%以下 容器の直径 25.1cm以下 (複数ユニット) 質量16.0kgU以下/容器 減速度H/U=0.5 (含水率1.6%) 以下 臨界評価上の設計仕様については、図へ設-11参照	記載の適正化であり影響ない。なお、落下防止バー、落下防止ストッパーの材質はウラン量と関連なく影響ない。
	[4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-2、図臨転-104)	↑
	[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。	↑
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	記載の適正化であり影響ない。落下防止バー、落下防止ストッパーへの名称の修正及び落下防止ストッパーの材質の修正であり、安全機能と関連なく影響ない。
地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。 (504) 運搬台車 第1類 部材: <input type="text"/> アンカーボルト: <input type="text"/> (新規) (1基分) 計7基	↑
閉じ込めの機能	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する（落下防止バー）。	↑
	[10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する（ストッパー）。	記載の適正化であり影響ない。落下防止バー、落下防止ストッパーへの名称の修正及び落下防止ストッパーの材質の修正であり、安全機能と関連なく影響ない。 また、材質は <input type="text"/> 評価しているので影響はない。
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	記載の適正化であり影響ない。落下防止バー、落下防止ストッパーへの名称の修正及び落下防止ストッパーの材質の修正であり、安全機能と関連なく影響ない。 落下防止ストッパー <input type="text"/> 評価しているので影響はない。
溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位（160mm）より高くする。	記載の適正化であり影響ない。落下防止バー、落下防止ストッパーへの名称の修正及び落下防止ストッパーの材質の修正であり、安全機能と関連なく影響ない。
	[12.1-設5] ウランは設備・機器内（フードボックス、容器を含む）で取り扱う。	↑
	[12.1-設14] 粉末収納容器の貯蔵時は、容器の蓋により被水による容器内への水の浸入を防止する。	↑
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。	↑
	[14.1-設2] 運搬台車からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる設計とする。	↑
	[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	↑
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	↑
	[99-設2] 最大貯蔵量： 2,240kgU（金属容器（粉末）×70又はSUS容器×140）	↑
	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるよう貯蔵棚はボルト固定し、容器は貯蔵棚に収納維持される。	記載の適正化であり影響ない。落下防止バーが関係するが、名称の修正であり、安全機能と関連なく影響ない。

表-1-5 輸送装置（ブロワ）の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

技術基準	設計番号（輸送装置仕様表（表イ設-89）より抜粋）	評価
核燃料物質の臨界防止	[4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm以下	記載の適正化であり影響ない。なお、配置（ブロワ配置）はウラン量と関連なく影響ない。
	[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 （図臨配-2、図臨転-74）	↑
	[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。 第2核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配置する。	↑
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	記載の適正化であり影響ない。なお、配置（ブロワ配置）は左記安全機能と関連なく影響ない。
地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 {195}輸送装置 第1類※1 輸送装置部材 輸送装置取付ボルト 輸送装置架台脚 輸送装置架台取付ボルト	↑
	※1：バックアップフィルタ下流側の排気配管系統は第3類とする {197}フードボックス（仮焼炉）※2 第1類 ※2：流動仮焼炉共通架台と一体構造のため、耐震評価は流動仮焼炉共通架台として実施。	
閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部（フードボックスを除く）は開口部のない構造とする。	↑
	[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。	↑
	[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。	↑
	[10.1-設23] ウラン捕集用フィルタ（焼結金属フィルタ）を設置する。	↑
火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。	↑
	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	↑
	[11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。	当初より、記載適正化後の配置で評価しており、影響はない。
溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。	記載の適正化であり影響ない。なお、配置（ブロワ配置）は左記安全機能と関連なく影響ない。
	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位（160mm）より高くする。	↑
	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。	↑
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。	↑
	[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	↑
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	↑
	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	↑

表-1-6 仮焼炉（プロワ）の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

技術基準	設計番号（仮焼炉仕様表（表イ設-91）より抜粋）	評価
核燃料物質の臨界防止	[4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm以下	記載の適正化であり影響ない。なお、配置（プロワ配置）はウラン量と関連なく影響ない。
	[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 （図臨配-2、図臨転-76）	↑
	[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。 第2核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配置する。	↑
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{199}温度高インターロック（温度計）は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。	記載の適正化であり影響ない。なお、配置（プロワ配置）は左記安全機能と関連なく影響ない。
地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。	↑
	[6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 {198}仮焼炉 第1類※1 仮焼炉部材： 仮焼炉取付ボルト 仮焼炉架台A部 仮焼炉架台A取 仮焼炉架台B部 仮焼炉架台B取 ※1：排ガス冷却装置下流側の排気配管系統は第3類とする	
外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。	↑
閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部は開口部のない構造とする。	↑
	[10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。	↑
	[10.1-設6] 過加熱防止のため、{199}仮焼炉温度高インターロックを設置する。	↑
	[10.1-設38] 粉体ウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。	↑
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	↑
	[11.3-設3] 火災によるケーブル損傷で機能を喪失した場合は安全側に動作する。	↑
	[11.3-設4] プロワにオイルパン及び遮熱板を設置する。	当初より、記載適正化後の配置で評価しており、影響はない。
溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。	記載の適正化であり影響ない。なお、配置（プロワ配置）は左記安全機能と関連なく影響ない。
	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位（160mm）より高くする。	↑
	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。	↑
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。	↑
	[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	↑
警報設備等	[18.2-設2] 過加熱防止のため、{199}仮焼炉温度高インターロックを設置する。	↑
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	↑
	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	↑

表-1-7(1/2) 蒸発器の適合性評価 (設計番号) に対する影響評価

技術基準	設計番号 (蒸発器仕様表 (表イ設-1) より抜粋)	評価
核燃料物質の臨界防止	[4.1-設1] 核的制限値を設定する。 蒸発器の核的制限値はUF6シリンダで担保する。 (UF6シリンダ) 濃縮度 5%以下 減速度 H/U=0.088以下	記載の適正化であり影響ない。なお、弁位置はウラン量と関連なく影響ない。
	[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 (図臨配-2、図臨転-111)	↑
	[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。	↑
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の床スラブに設置する。インターロック (温度計、圧力計、電導度計、弁位置検出器) は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。インターロック (地震計) は十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	↑
地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する (配管系を含む)。 [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 (地震インターロックを除く) [6.1-設4] 地震インターロックの制御部は耐震重要度分類第1類に分類する。 (1) 蒸発器※1、※2 等1類 支持脚部材： 支持脚アンカー ※1：耐震評価は ※2：ベント配管 (6) 地震インター 地震計部材： 地震計アンカー 制御盤部材： 制御盤アンカー	記載の適正化であり影響ない。なお、弁位置は系統図を正として評価しており、今回の変更による影響はない。
	新規) 象に実施。 代表) 規) 見)	
外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。	記載の適正化であり影響ない。なお、弁位置は左記安全機能と関連なく影響ない。
	[8.2-設2] インターロック回路のうち、アナログ信号ケーブルについてはシールド付ケーブルを使用し、警報設定器の電源には避雷器を設置する。	↑
閉じ込めの機能	[10.1-設6] 過加熱を防止するため、(3) シリンダ過加熱防止インターロックを設置する。	↑
	[10.1-設8] UF6配管及び脱着式UF6配管は耐腐食性材料を使用する。	↑
	[10.1-設9] UF6を正圧で取り扱う設備・機器は工場棟転換工場原料倉庫に集約設置する。	↑
	[10.1-設10] 地震時のUF6供給を停止する(6) 地震インターロックを設置する (独立二系統)。	記載の適正化であり影響ない。なお、弁位置は系統図を正として評価しており、今回の変更による影響はない。
	[10.1-設10] (25) 液貯槽ポンプ停止インターロックを設置する (検出端となる循環ポンプは表イ設-5参照)。	記載の適正化であり影響ない。なお、弁位置は左記安全機能と関連なく影響ない。
	[10.1-設10] (27) 循環貯槽液位低インターロックを設置する。	↑
	[10.1-設12] 第1種圧力容器とする。	↑
	[10.1-設13] UF6漏えいを検知するため、(5) UF6漏えい拡大防止 (電導度) インターロックを設置する。	↑
	[10.1-設13] (9) UF6漏えい拡大防止 (HF検知) インターロックを設置する。	記載の適正化であり影響ない。なお、弁位置は系統図を正として評価しており、今回の変更による影響はない。
	[10.1-設15] UF6シリンダ及び脱着式UF6配管は蒸発器内に設置する。	記載の適正化であり影響ない。なお、弁位置は左記安全機能と関連なく影響ない。
	[10.1-設15] UF6配管はフードボックス内に設置する。	↑
	[10.1-設18] 防護カバーを設置する。	↑
	[10.1-設19] (10) UF6漏えい警報設備 (フードボックス内) を設置する。	↑
	[10.1-設27] UF6移送ラインを確保するため、(7) シリンダ取外しインターロックを設置する。	↑
	[10.1-設34] 過加熱を防止するため、(4) シリンダ圧力高インターロックを設置する。	↑
	[10.1-設38] 気体ウランの逆流を防止するため、窒素ガス配管に逆止弁を設置する。	↑
	[10.1-設45] (6) (621) 地震インターロックに連動し、防護カバーフード部給気口およびフードボックス排気口を閉鎖する。 (独立二系統)	↑
[10.1-設55] 使用状態において漏えいのない構造とし、使用条件に耐えうる耐圧強度を有する構造とする。	↑	

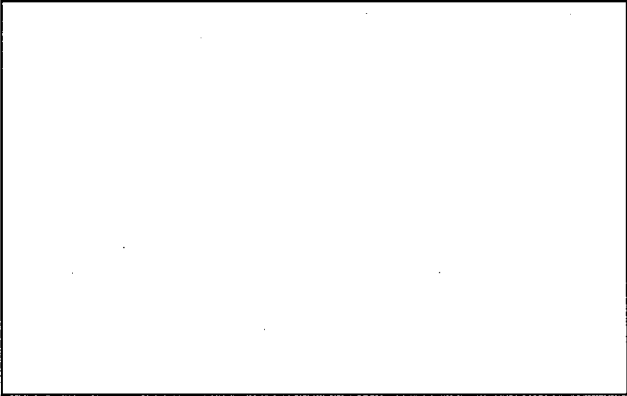
表-1-7(2/2) 蒸発器の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

技術基準	設計番号（蒸発器仕様表（表イ設-1）より抜粋）	評価
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	記載の適正化であり影響ない。なお、弁位置は左記安全機能と関連なく影響ない。
	[11.3-設3] 火災によるケーブル損傷で機能を喪失した場合は安全側に動作する。	↑
	[11.3-設6] UF6を正圧で取り扱う設備・機器は工場棟転換工場原料倉庫に集約する。	↑
	[11.3-設7] 地震インターロックに係るケーブルは鋼製の管（厚さ約2mm）に収納する。	↑
溢水による損傷の防止	[12.1-設3] ウランが存在する部位への溢水の浸入がないよう堰（蒸発器）を設置する。	↑
	[12.1-設5] ウランは設備・機器内（フードボックス、容器を含む）で取り扱う。	↑
	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。	↑
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。	↑
	[14.1-設6] UF6を加圧で取り扱う配管破断によりUF6がフードボックス内へ漏えいした状態を想定しても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく、必要な安全機能を発揮できる。（設計基準事故時のUF6温度：108℃、UF6圧力：0.407MPaG）	記載の適正化であり影響ない。なお、弁位置は系統図の配置で当初より評価しており、今回の変更による影響はない。
	[14.1-設8] UF6ガスを取り扱う配管は、ウラン通過部の断面積を[]相当以下とする。	記載の適正化であり影響ない。なお、弁位置は左記安全機能と関連なく影響ない。
	[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	↑
材料及び構造	[15.1-設1] 使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して十分な強度及び耐食性を有する材料を使用する。	↑
	[15.1-設2] 十分な強度及び耐食性を有する構造とする。	↑
	[15.1-設3] 主要な溶接部は、外観に特異な形状や有害な欠陥がなく、適切な強度を有する構造とする。	↑
	[15.2-設1] 耐圧試験により、変形及び漏えいのないことを確認する。	↑
警報設備等	[18.2-設2] 過加熱を防止するため、{3}シリンダ過加熱防止インターロックを設置する。	↑
	[18.2-設3] UF6漏えいを検知するため、{5}UF6漏えい拡大防止（電導度）インターロックを設置する。	↑
	[18.2-設3] {9}UF6漏えい拡大防止（HF検知）インターロックを設置する。	記載の適正化であり影響ない。なお、弁位置は系統図の配置で当初より評価しており、今回の変更による影響はない。
	[18.2-設4] 地震時のUF6供給を停止する{6}地震インターロックを設置する（独立二系統）。	↑
	[18.2-設4] {25}液貯槽ポンプ停止インターロックを設置する。	記載の適正化であり影響ない。なお、弁位置は左記安全機能と関連なく影響ない。
	[18.2-設4] {27}循環貯槽液位低インターロックを設置する。	↑
	[18.2-設5] {6} {621} 地震インターロックに連動し、防護カバーフード部の給気口およびフードボックス排気口を閉鎖する（独立二系統）。	↑
	[18.2-設7] 過加熱を防止するため、{4}シリンダ圧力高インターロックを設置する。	↑
	[18.2-設9] UF6移送ラインを確保するため、{7}シリンダ取外しインターロックを設置する。	↑
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（16程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	記載の適正化であり影響ない。なお、弁位置は系統図の配置で当初より評価しており、今回の変更による影響はない。
	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐える防護カバー内に設置する。	記載の適正化であり影響ない。なお、弁位置は左記安全機能と関連なく影響ない。

表一1-8 転換第1廃液貯槽の適合性評価（設計番号）に対する影響評価

技術基準	設計番号（転換第1廃液貯槽仕様表（表ト設一液1）より抜粋）	評価
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{708}液位高警報設備（液位計）は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。	記載の適正化であり影響ない。なお、該当部の鋼材材質は左記安全機能と関連なく影響ない。
地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。 [6.1-設6] {708}液位高警報設備の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。 [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。	記載の適正化であり影響ない。なお、該当部の評価は当初よりSTKR400で実施しており影響はない。
外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。	記載の適正化であり影響ない。なお、該当部の鋼材材質は左記安全機能と関連なく影響ない。
閉じ込めの機能	[10.1-設1] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。 [7.1-建5(4次)] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)（堰(内部溢水止水用)）を設置する（三原燃 第19-0801号 図り建-50参照）。 [10.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [10.1-設21] オーバーフローを防止するため、{714}ろ液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{708}液位高警報設備を設置する。	↑ ↑ ↑ ↑ ↑
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。なお、構造部材として繊維強化樹脂を使用する槽本体は金属製カバーで覆う。 [11.3-設4] オイルパンを設置する。	記載の適正化であり影響ない。なお、該当部の評価は当初よりSTKR400で実施しており影響はない。 記載の適正化であり影響ない。なお、該当部の鋼材材質は左記安全機能と関連なく影響ない。
溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。	↑
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	↑ ↑
警報設備等	[13.1-建1(4次)] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に{835}堰漏水検知警報設備を設置する（表り設-2参照）。 [18.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{708}液位高警報設備を設置する。 [18.2-設10] オーバーフローを防止するため、{714}ろ液受槽液位高インターロックを設置する。	↑ ↑ ↑
廃棄施設	[20.1-設1] 当該設備は廃液処理設備(1)を構成している。ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、{776}排水貯留池に貯留する（表ト設一液16参照）。 [20.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{708}液位高警報設備を設置する。	↑ ↑
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	記載の適正化であり影響ない。なお、該当部の評価は当初よりSTKR400で実施しており影響はない。

表-1-9 リサイクル粉受けホッパーの適合性評価（設計番号）に対する影響評価

	設計番号（リサイクル粉受けホッパー仕様表（表イ設-35）より抜粋）	評価
核燃料物質の臨界防止	[4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 25.1cm以下	記載の適正化であり影響ない。なお、オイルパン材質はウラン量と関連なく影響ない。
	[4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 （図臨配-2、図臨転-28）	↑
	[4.2-設6] 工場棟領域に設置する。 第2核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配置する。	↑
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	記載の適正化であり影響ない。なお、オイルパン材質は左記安全機能と関連なく影響ない。
地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する（配管系を含む）。	↑
		
閉じ込めの機能	[10.1-設1] 機器本体部は開口部のない構造とする。	↑
	[10.1-設38] 粉体ウランの逆流を防止するため、逆止弁を設置する。	↑
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	記載の適正化であり影響ない。なお、該当部の評価は[]で実施しており影響はない。
	[11.3-設4] オイルパンを設置する。	↑
溢水による損傷の防止	[12.1-設1] 水の浸入を想定した形状寸法を設定する。	記載の適正化であり影響ない。なお、オイルパン材質は左記安全機能と関連なく影響ない。
	[12.1-設3] ウランの存在部位を溢水水位(160mm)より高くする。	↑
	[12.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。	↑
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。	↑
	[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	↑
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	↑
	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。	↑

表一-1-10 逆流防止ダンパの適合性評価（設計番号）に対する影響評価

技術基準	設計番号（逆流防止ダンパ仕様表（表ト設一気35）より抜粋）	評価
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場及び放射線管理棟に設置する。	記載の適正化であり影響ない。なお、地盤上に建造された建物に設置しており、設置階による影響はない。
地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 逆流防止ダンパに接続するダクトは地震力に耐える支持間隔で固定する。 [6.1-設10] 逆流防止ダンパは耐震重要度分類第1類に分類する。 (644) 給気逆流防止ダンパ（屋外との境界部）※1 第1類 ※1：ダクトの一部（質点）として評価している。	記載の適正化であり影響ない。なお、該当部は当初より上層階の支持間隔を用いて評価しており影響ない。
閉じ込めの機能	[10.1-設79] 屋外境界形成のため、逆流防止ダンパを設置する。	記載の適正化であり影響ない。なお、設置する階において左記安全機能を確保すればよく、影響はない。
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] ダンパ本体には不燃性材料を用いる。	↑
	[11.3-設20] 屋外との火災区域境界構成のため、板厚1.5mm以上の逆流防止ダンパ（屋外境界）を設置する。	↑
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能（臨界、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。	↑
	[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。	↑
廃棄施設	[20.1-設72] 気体廃棄物の逆流防止のために、逆流防止ダンパを設置する。	↑
換気設備	[23.1-設2] 気体廃棄物の逆流防止のために、逆流防止ダンパを設置する。	↑
その他事業許可で求める仕様	[99-設1] Sクラスに属する施設に求められる地震力（1G程度）に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	記載の適正化であり影響ない。なお、該当部は当初より上層階の支持間隔を用いて評価しており影響ない。
	[99-設3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所に設置する逆流防止ダンパに接続するダクトは、落下防止のため、支持構造物に固縛する。	記載の適正化であり影響ない。なお、屋根損傷がない場所に設置されるため、該当部は影響ない。

添付資料-1

変更内容の一例

表1-4 既存建物の検査の方法

検査の項目		検査の方法	判定基準
材料	杭	寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		配置を記録により確認する。	配置が申請内容のとおりであること。
	鉄筋	材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
		材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
		鉄筋の配置、形状を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
	コンクリート	寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
		材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
鉄骨	軽鋼気泡コンクリート (ALC)	寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		不燃性材料を使用していることを記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
	材料	材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		不燃性材料を使用していることを記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
		材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
	寸法	寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
シャッター	材料	材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
	寸法	寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
	ガラリ	材質を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		ガラリにフィルタが設置されていることを記録により確認する。	ガラリにフィルタが設置されていること。
		常用電源系統、非常用電源系統の配電盤に配線用遮断器が設置されていること。	常用電源系統、非常用電源系統の配電盤に配線用遮断器が設置されていること。
		建築物の配置を自視により確認する。	配置が申請内容のとおりであること。
		ニキスバンジョンジョイントの配置を記録により確認する。	配置が申請内容のとおりであること。
建物	配置	雨樋が図面どおりに設置されていることを自視により確認する。	雨樋が図面どおりに設置されていること。
		供給配管の外部との接合部にストレーナ (60メッシュ) が設置されていることを自視により確認する。	接合部にストレーナ (60メッシュ) が設置されていること。
		防水層の層は水密性を有さず、かつノンエアタイトであることを自視により確認する。	水密性を有さず、かつノンエアタイトであること。
		既設建築物の外観を自視により確認する。	既設建築物の外観に著しい亀裂、剥離、欠損、変形、損傷又は腐食がないこと。
		屋根にシート防水が施工されていることを自視により確認する。	屋根にシート防水が施工されていること。
		屋根にシート防水が施工されていることを自視により確認する。	屋根にシート防水が施工されていること。

表1-4 既存建物の検査の方法

検査の項目		検査の方法	判定基準
材料	杭	寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		配置を記録により確認する。	配置が申請内容のとおりであること。
		材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。*
		材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。*
		鉄筋の配置、形状を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
	コンクリート	材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。*
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
	鉄骨	材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。*
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。*
鉄扉		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		不燃性材料を使用していることを記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。*
		材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。*
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		不燃性材料を使用していることを記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。*
		材質、強度を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。*
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		材質を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。*
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		材質を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。*
シャッター		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		材質を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。*
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		材質を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。*
ガラリ		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		材質を記録により確認する。	材料が申請内容のとおりであること。*
		寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。
		ガラリにフィルタが設置されていることを記録により確認する。	ガラリにフィルタが設置されていること。
建物	系統	常用電源系統、非常用電源系統の配電盤に配線用遮断器が設置されていることを目視により確認する。	常用電源系統、非常用電源系統の配電盤に配線用遮断器が設置されていること。
	配置	建物の配置を目視により確認する。	配置が申請内容のとおりであること。
		エキスパンションジョイントの配置を記録により確認する。	配置が申請内容のとおりであること。
		雨樋が図面どおりに設置されていることを目視により確認する。	雨樋が図面どおりに設置されていること。
		供給配管の外部との接続部にストレーナ（60メッシュ）が設置されていることを目視により確認する。	接続部にストレーナ（60メッシュ）が設置されていること。
	外観	既設建物の原は水密性を有さず、かつノンエアタイトであることを目視により確認する。	水密性を有さず、かつノンエアタイトであること。
		既設建物の外観を目視により確認する。	既設建物の外観に著しい亀裂、剥落、欠損、変形、損傷又は腐食がないこと。
		屋根にシート防水が施工されていることを目視により確認する。	屋根にシート防水が施工されていること。
		*材料は強度（機械的強度、耐食性など）が同等以上である相当品を申請内容に含むものとする	

添付資料-2

表へ設-38 仕上りペレット貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{558} UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚
設置場所	(1) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室	
機器名	UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚 (1) 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10) (2) 仕上りペレット貯蔵棚 (前期型) (3) 仕上りペレット貯蔵棚 (後期型)	
変更内容	(1) 改造 ・ 耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (2) 改造 ・ 耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・ 転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。 (3) 改造 ・ 耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・ 転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。	
員数	1 式 (1) 10 基 (2) 110 基 (3) 26 基	
一般仕様	型式	ローラーコンベア式
	主要な構造材	別表へ設-38
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	ペレットトレイ
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{558} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 中性子遮蔽板を設置 中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-38 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-109) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

表へ設-38 仕上りペレット貯蔵棚 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{558} UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚
設置場所		(1) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室
機器名		UO ₂ ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚 (1) 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10) (2) 仕上りペレット貯蔵棚 (前期型) (3) 仕上りペレット貯蔵棚 (後期型)
変更内容		(1) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (2) 改造 ・耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。 (3) 改造 ・耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。
員数		1 式 (1) 10 基 (2) 88 基 (3) 48 基
一般仕様	型式	ローラーコンベア式
	主要な構造材	別表へ設-38
	寸法 (単位: mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	ペレットトレイ
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO ₂ ペレット
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	{558} [4.1-設 1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm 以下 中性子遮蔽板を設置 中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-38 参照 [4.2-設 1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-109) [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。(他領域との干渉については次回以降申請する)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。

燃料物質の最大貯蔵能力及び貯蔵機器の最大貯蔵量 (3/4)

核燃料物質の 状態	建物名	区分	部屋名	最大 貯蔵能力	機器名	最大貯蔵量	
						機器単位	員数
ウランペレット	工場棟	成型工場	ペレット加工室	7 tonU	{546}圧粉ペレット一時貯蔵棚(1)	1,332 kgU/基	1 基
					{546}圧粉ペレット一時貯蔵棚(2)	444 kgU/基	1 基
					{546}圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)	511 kgU/基	1 基
					{550}焼結ペレット一時貯蔵棚(1)	1,451 kgU/基	1 基
					{550}焼結ペレット一時貯蔵棚(2)	563 kgU/基	1 基
					{550}焼結ペレット一時貯蔵棚(3)	511 kgU/基	1 基
					{554}スクラップ貯蔵棚(ペレット用)(1)	178 kgU/基	1 基
					{554}スクラップ貯蔵棚(ペレット用)(2)	178 kgU/基	1 基
					{557}仕上りペレット一時貯蔵棚(1)	245 kgU/基	1 基
					{557}仕上りペレット一時貯蔵棚(2)	245 kgU/基	1 基
					{557}仕上りペレット一時貯蔵棚(3)	245 kgU/基	1 基
					{557}仕上りペレット一時貯蔵棚(4)	245 kgU/基	1 基
					{558}仕上りペレット貯蔵棚(前期型)	245 kgU/基	110 基
					{558}仕上りペレット貯蔵棚(後期型)	245 kgU/基	26 基
					{562}余剰ペレット貯蔵棚(1)	781 kgU/基	1 基
					{562}余剰ペレット貯蔵棚(2)	781 kgU/基	1 基
{562}余剰ペレット貯蔵棚(3)	781 kgU/基	1 基					
{562}余剰ペレット貯蔵棚(4)	781 kgU/基	1 基					
燃料棒	組立工場	燃料棒補修室	燃料棒検査室	1 tonU 46 tonU	{579}燃料棒一時貯蔵棚	881 kgU/基	1 基
					{581}燃料棒一時貯蔵棚	881 kgU/基	1 基
					{584}燃料棒貯蔵棚(1)	22,551 kgU/基	1 基
					{584}燃料棒貯蔵棚(2)	22,551 kgU/基	1 基
						合計	2,287 kgU
							2,525 kgU
							356 kgU
							980 kgU
							33,320 kgU
							3,124 kgU
							881 kgU
							45,983 kgU

燃料物質の最大貯蔵能力及び貯蔵機器の最大貯蔵量 (3/4)

核燃料物質の 状態	建物名	区分	部屋名	最大 貯蔵能力	機器名	最大貯蔵量	
						機器単位	員数
ウランペレット	工場棟	成型工場	ペレット加工室	7 tonU	{546} 圧粉ペレット一時貯蔵棚(1)	1,332 kgU/基	1 基
					{546} 圧粉ペレット一時貯蔵棚(2)	444 kgU/基	1 基
					{546} 圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)	511 kgU/基	1 基
					{550} 焼結ペレット一時貯蔵棚(1)	1,451 kgU/基	1 基
					{550} 焼結ペレット一時貯蔵棚(2)	563 kgU/基	1 基
					{550} 焼結ペレット一時貯蔵棚(3)	511 kgU/基	1 基
					{554} スクランプ貯蔵棚(ペレット用)(1)	178 kgU/基	1 基
					{554} スクランプ貯蔵棚(ペレット用)(2)	178 kgU/基	1 基
					{557} 仕上りペレット一時貯蔵棚(1)	245 kgU/基	1 基
					{557} 仕上りペレット一時貯蔵棚(2)	245 kgU/基	1 基
					{557} 仕上りペレット一時貯蔵棚(3)	245 kgU/基	1 基
					{557} 仕上りペレット一時貯蔵棚(4)	245 kgU/基	1 基
					{558} 仕上りペレット貯蔵棚(前期型)	245 kgU/基	88 基
					{558} 仕上りペレット貯蔵棚(後期型)	245 kgU/基	48 基
					{562} 余剰ペレット貯蔵棚(1)	781 kgU/基	1 基
					{562} 余剰ペレット貯蔵棚(2)	781 kgU/基	1 基
{562} 余剰ペレット貯蔵棚(3)	781 kgU/基	1 基					
{562} 余剰ペレット貯蔵棚(4)	781 kgU/基	1 基					
燃料棒	組立工場	燃料棒検査室	燃料棒検査室	46 tonU	{579} 燃料棒一時貯蔵棚	881 kgU/基	1 基
					{581} 燃料棒一時貯蔵棚	881 kgU/基	1 基
					{584} 燃料棒貯蔵棚(1)	22,551 kgU/基	1 基
					{584} 燃料棒貯蔵棚(2)	22,551 kgU/基	1 基
						合計	2,287 kgU
							2,525 kgU
							356 kgU
							980 kgU
							33,320 kgU
							3,124 kgU
							881 kgU
							45,983 kgU

	混合設備 大型混合装置		工場棟 転換工場
	名称	図番	図イ設-40(3/4)
充填用架台(1)(2)	大型粉末容器充填用架台(1)(2)		

	名称 混合設備 大型混合装置	工場棟 転換工場
	番号 図イ設-40(3/4)	図番 図イ設-40(3/4)

充填用架台(1)(2)

大型粉末容器充填用架台(1)(2)

	ウラン回収設備(第1系列)共通架台1 (精製共通架台)	
	名称	図番
		工場棟 転換工場
		図イ設-128(1/2)
		単位：mm

	ウラン回収設備(第1系列)共通架台1 (精製共通架台)	工場棟 転換工場
	名称	図番 図イ設-128(1/2)

別表へ設-11 運搬台車 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
運搬台車(1)～(7)	主要な構造材	柱 (運搬台車(1)～(7)) はり (運搬台車(1)～(7))	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト (運搬台車(1)～(7)) 落下防止バー 落下防止棒 ストッパー	

事業許可との対応：{504}

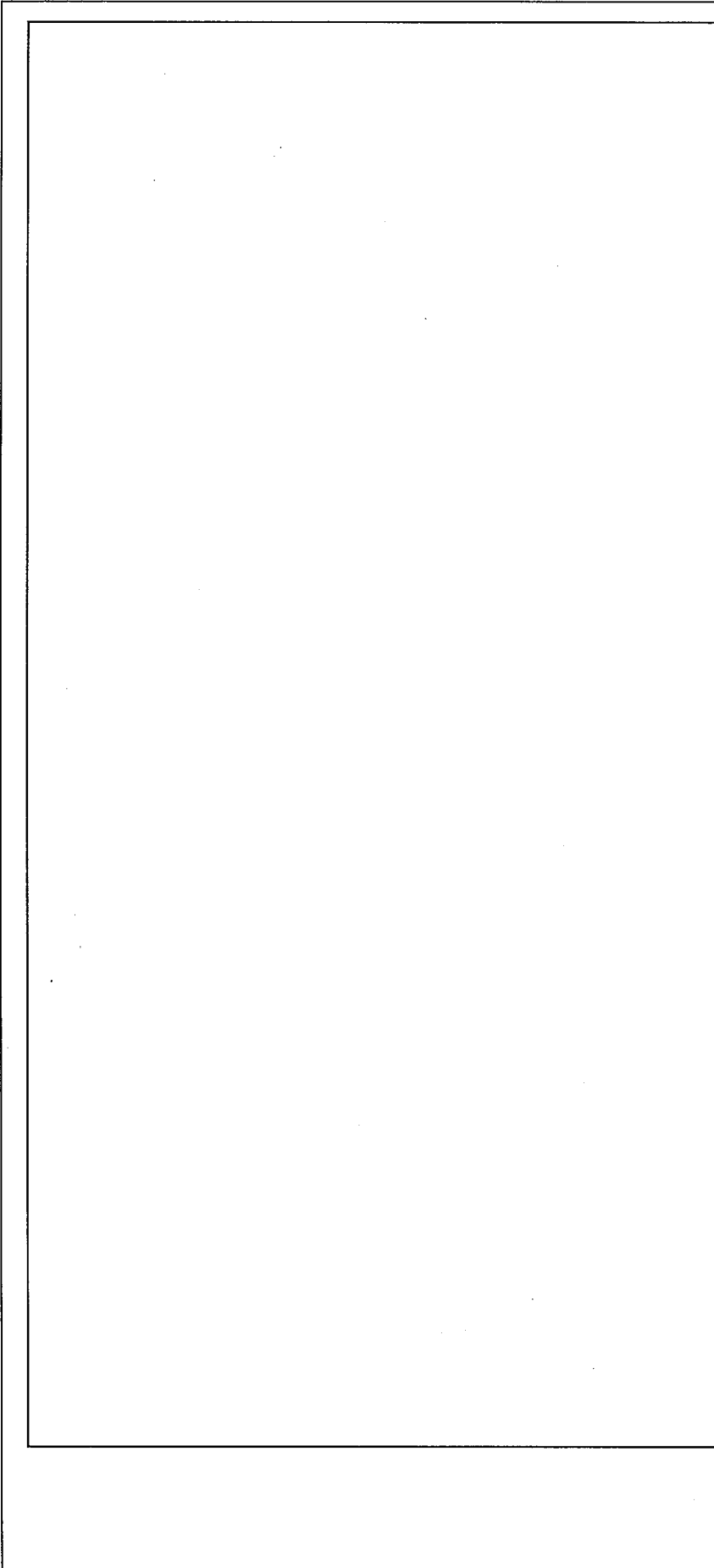
別表へ設-11 運搬台車 材料一覧


機器名	部位	部位名	材料
運搬台車(1)～(7)	主要な構造材	柱 (運搬台車(1)～(7)) はり (運搬台車(1)～(7))	
	ウランを取り扱う部位	—	
	その他	アンカーボルト (運搬台車(1)～(7)) 落下防止ストッパー 落下防止バー ストッパー	

事業許可との対応：{504}

	粉末貯蔵設備	
	運搬台車(1)～(7)	工場棟 転換工場
名称	図～設-11(1/2)	
図番		

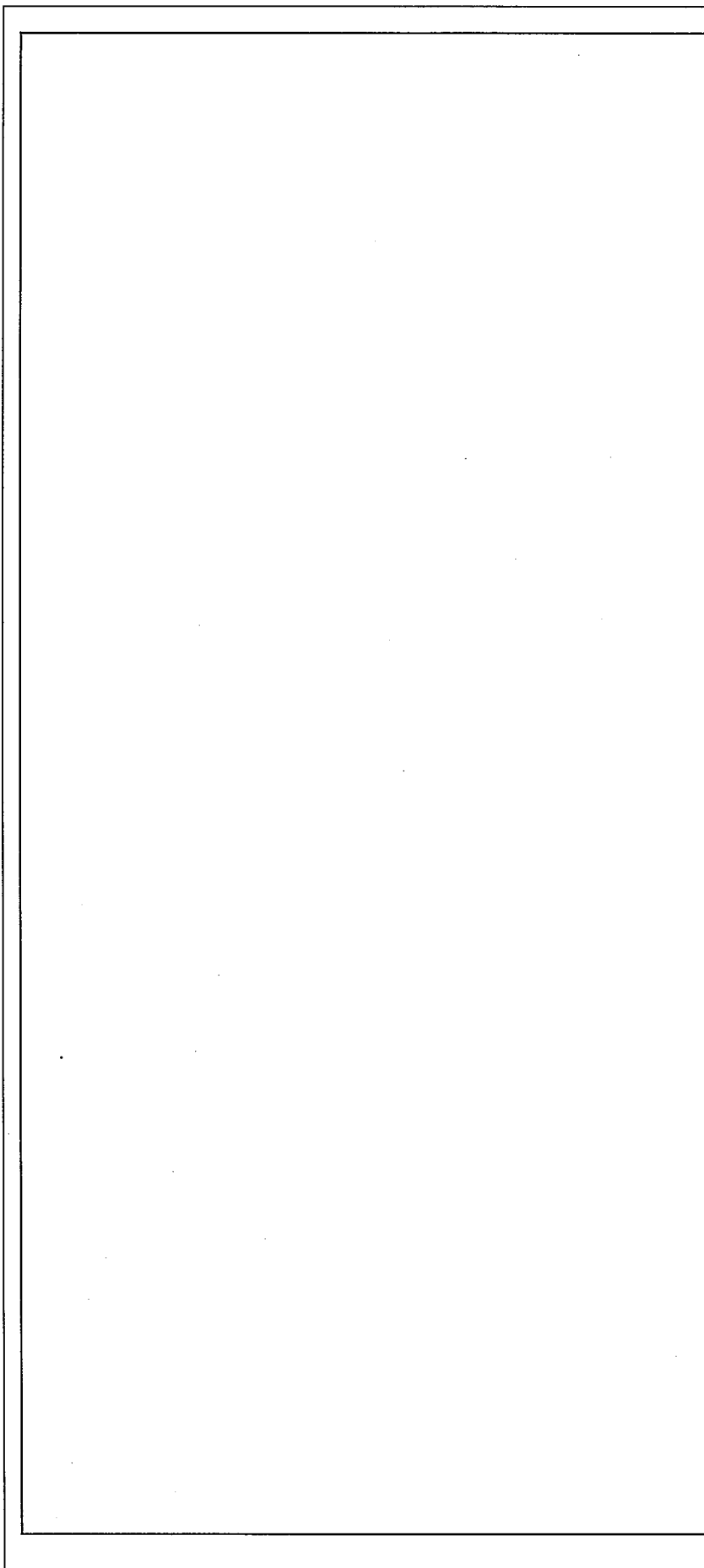
	粉未貯蔵設備	
	運搬台車(1)~(7)	
名称	図番	工場棟 転換工場
		図番-11(1/2)



- *1 : 形状寸法制限 (直径251mm以下)
- *2 : 容器の落下防止 (φ12mm以上)
- *8 : 容器の落下防止
-  : ウランが滞留する部分

単位 : mm


名称	粉末貯蔵設備 運搬台車(1)～(7)	
図番	図へ設-11(2/2)	工場棟 転換工場



*1 : 形状寸法制限 (直径251mm以下)

*2 : 容器の落下防止 (φ12mm以上)

*8 : 容器の落下防止

 : ウランが滞留する部分

単位 : mm

名称	粉末貯蔵設備	
図番	運搬台車(1)～(7)	工場棟 転換工場
	図へ設-11(2/2)	

	転換工場 火災説明図		工場棟 転換工場
	名 称	図 番	図イ設-133 (2/4)

	名称	転換工場 火災説明図
	図番	図イ設-133(2/4) 工場棟 転換工場

#7_変更前

No.	安全機能を有する施設名称 *12	基数
{1}	蒸発器	4
{3}	シリンダ過加熱防止インターロック	-
{4}	シリンダ圧力高インターロック	-
{5}	UF ₆ 漏えい拡大防止(電導度)インターロック	-

*8
*8
*8

内は、耐震計算書の部位名称を示す
内は、耐圧強度計算に用いる値を示す

名	UF ₆ 蒸発・加水分解設備	
称	蒸発器 (1)-A、(1)-B、(2)-A、(2)-B	
図番	図イ設-1(1/4)	工場棟
		転換工場

注) 機能・性能に係る事項は次回以降申請

単位：mm

#7_変更後

No.	安全機能を有する施設名称 *12	基数
{1}	蒸発器	4
{3}	シリンダ過加熱防止インターロック	-
{4}	シリンダ圧力高インターロック	-
{5}	UF ₆ 漏えい拡大防止(電導度)インターロック	-

*8
*8
*8

□内は、耐震計算書の部位名称を示す
 ()内は、耐圧強度計算に用いる値を示す

名	UF ₆ 蒸発・加水分解設備	
称	蒸発器 (1)-A、(1)-B、(2)-A、(2)-B	
図	図イ設-1(1/4)	工場棟
番		転換工場

注) 機能・性能に係る事項は次回以降申請

単位：mm

別表ト設一液1 転換第1 廃液貯槽 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
転換第1 廃液貯槽	主要な構造材	柱(転換第1 廃液貯槽) 柱(転換第1 廃液貯槽架台) はり (転換第1 廃液貯槽架台)	
	廃液と接触する部位	転換第1 廃液貯槽本体 配管 廃液送液ポンプ	
	その他	アンカーボルト (転換第1 廃液貯槽架台) 取付ボルト (転換第1 廃液貯槽) 金属製カバー 液位計(接液部) オイルパン	

事業許可との対応：{707}, {708}

*1: 金属製カバーで覆う設計としているため、火災の発生源となることはない。

別表ト設一液1 転換第1廃液貯槽 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
転換第1廃液貯槽	主要な構造材	柱(転換第1廃液貯槽) 柱(転換第1廃液貯槽架台) はり(転換第1廃液貯槽架台)	
	廃液と接触する部位	転換第1廃液貯槽本体 配管 廃液送液ポンプ	
	その他	アンカーボルト(転換第1廃液貯槽架台) 取付ボルト(転換第1廃液貯槽) 金属製カバー 液位計(接液部) オイルパン	

事業許可との対応：{707}, {708}

*1: 金属製カバーで覆う設計としているため、火災の発生源となることはない。

別表イ設-35 リサイクル粉受けホッパ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
リサイクル粉受けホッパ(1) リサイクル粉受けホッパ(2)	主要な構造材	柱(リサイクル粉受けホッパ) 柱(リサイクル粉受けホッパ架台) はり(リサイクル粉受けホッパ架台) 柱(リサイクル粉スクリーフイーダ) はり(リサイクル粉スクリーフイーダ)	
	ウランを取り扱う部位	リサイクル粉受けホッパ リサイクル粉末配管 ビンプレーカ ロータリバルブ(リサイクル粉受けホッパ(1)) リサイクル粉スクリーフイーダ	
	その他	取付ボルト(リサイクル粉受けホッパ架台) 取付ボルト(リサイクル粉スクリーフイーダ) 取付ボルト(リサイクル粉受けホッパ(1)) 取付ボルト(リサイクル粉受けホッパ(2)) 窒素配管 逆止弁 オイルパン(ビンプレーカ) オイルパン(ロータリバルブ) オイルパン(リサイクル粉スクリーフイーダ)	

事業許可との対応：{90}，{91}

別表イ設-35 リサイクル粉受けホッパ 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
リサイクル粉受けホッパ(1) リサイクル粉受けホッパ(2)	主要な構造材	柱(リサイクル粉受けホッパ) 柱(リサイクル粉受けホッパ架台) はり(リサイクル粉受けホッパ架台) 柱(リサイクル粉スクリーフィーダ) はり(リサイクル粉スクリーフィーダ)	
	ウランを取り扱う部位	リサイクル粉受けホッパ リサイクル粉末配管 ビンプレーカ ロータリバルブ (リサイクル粉受けホッパ(1)) リサイクル粉スクリーフィーダ	
	その他	取付ボルト(リサイクル粉受けホッパ架台) 取付ボルト(リサイクル粉スクリーフィーダ) 取付ボルト(リサイクル粉受けホッパ(1)) 取付ボルト(リサイクル粉受けホッパ(2)) 窒素配管 逆止弁 オイルパン(ビンプレーカ) オイルパン(ロータリバルブ) オイルパン(リサイクル粉スクリーフィーダ)	

事業許可との対応：{90}, {91}

	気体廃棄設備 (2) 機器配置図 (2階)	
	図卜配一気2 (2/8)	工場棟 成型工場
名称	図番	

	気体廃棄設備 (2)	
	機器配置図 (2階)	
名称	工場棟	
図番	図卜配一気2 (2/8) 成型工場	

	気体廃棄設備 (2)	
	機器配置図 (3階) (1/6)	
名称	図卜配一気2 (3/8)	工場棟 成型工場
図番		

	名称		气体廃棄設備(2)
	図番		機器配置図(3階) (1/6)
		図卜配一気2 (3/8)	工場棟 成型工場